

改正

平成一〇年一二月規則第七七号

平成一二年 四月規則第六〇号

平成一三年 一月規則第二一号

平成一七年 六月規則第六二号

平成二四年一二月二〇日規則第七五号

平成二六年 三月二〇日規則第四号

平成三一年 三月二九日規則第一七号

江戸川区総合区民ホール条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区総合区民ホール条例（平成十年三月江戸川区条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成三一年規則一七号〕

(開館時間)

第二条 江戸川区総合区民ホール（以下「総合区民ホール」という。）の開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

一部改正〔平成一七年規則六二号〕

(休館日)

第三条 総合区民ホールの休館日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、条例第十四条の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成一七年規則六二号・三一年一七号〕

(利用時間)

第四条 総合区民ホールの利用時間は、第二条に定める開館時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

全部改正〔平成一七年規則六二号〕

(利用登録)

第五条 条例別表に規定する施設（以下「施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ江戸川区（以下「区」という。）に登録するものとする。この場合における登録の区分は、別に区長が定める。

全部改正〔平成二六年規則四号〕、一部改正〔平成三一年規則一七号〕

(利用申請)

第五条の二 条例第四条第一項の規定により、施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用の申請の受付時期は、別に区長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めたときは、受付時期前に受け付けることができる。

追加〔平成二四年規則七五号〕、一部改正〔平成三一年規則一七号〕

(利用承認)

第六条 指定管理者は、前条第一項の申請があったときは、申請の順序により、利用を承認する。ただし、同時に申請があったときは、抽選により受付の順序を決定する。

2 指定管理者は、利用の承認をしたときは、申請した者に対して、利用承認書を交付する。

全部改正〔平成二四年規則七五号〕

(継続利用日数)

第七条 総合区民ホールの施設を同一人が継続して利用できる日数は、別表第一のとおりとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成一七年規則六二号・二四年七五号〕

(付帯設備及び利用料金)

第八条 条例第六条第二項に規定する付帯設備及びその利用料金は、別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

一部改正〔平成一七年規則六二号・二四年七五号〕

(利用承認の取消願)

第九条 第六条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の申請の取消しをしようとするときは、利用承認書を添えて、指定管理者に願い出なければならない。

一部改正〔平成一七年規則六二号・三一年一七号〕

(利用料金の還付)

第十条 条例第七条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

一 条例第九条第三号の規定により利用承認を取り消した場合 施設の利用料金 全額

二 利用者の責任によらない理由により利用できない場合 施設の利用料金 全額

三 利用の取消しに相当の理由がある場合で、次に定める期日までに利用取消願があった場合

イ 大ホール(同時に利用しようとした楽屋、リハーサル室、会議室、研修室及び和室を含む。)

二箇月前 施設の利用料金 五割相当額

ロ 小ホール(同時に利用しようとした楽屋、リハーサル室、会議室、研修室及び和室を含む。)、

イベントホール及びバンケットルーム(同時に利用しようとした式場及び控室を含む。)若しくは展示ホール

一箇月前 施設の利用料金 五割相当額

ハ イ及びロ以外の施設

十日前 施設の利用料金 五割相当額

2 付帯設備の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書を添えて、還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成一〇年規則七七号・一七年六二号・三一年一七号〕

(特別の設備等の使用)

第十一条 条例第八条の規定により、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、利用申請書とともに、特別の設備等使用願を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六二号〕

(利用制限の通知)

第十二条 指定管理者は、条例第九条の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則六二号〕

(利用承認書の提示)

第十三条 利用者は、総合区民ホールの施設の利用に際し、係員に利用承認書を提示しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六二号〕

(禁止行為)

第十四条 利用者又は入場者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設又は付帯設備を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

一部改正〔平成一七年規則六二号〕

(損害賠償の手続)

第十五条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査の上、現物賠償又は賠償額を決定する。
- 3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六二号・二四年七五号・三一年一七号〕

(利用の終了の連絡)

第十六条 利用者は、利用が終わったときは、直ちに係員に連絡し、係員立会いの上、利用した施設及び付帯設備等の点検を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六二号・三一年一七号〕

(係員の指示)

第十七条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六二号〕

(指定申請書の提出等)

第十八条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 総合区民ホールの管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書
 - 二 法人の定款
 - 三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則六二号〕、一部改正〔平成三一年規則一七号〕

(様式)

第十九条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則六二号〕

(委任)

第二十条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成一七年規則六二号〕

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一三年一月一八日規則第二一号)

- 1 この規則は、平成十三年二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江戸川区総合区民ホール条例施行規則第九条の二及び別表第三の規定は、平成十三年四月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年四月一日前に利用する者及びこの規則の施行前に既に承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (平成一七年六月二四日規則第六二号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条の次に二条を加える改正規定(第十八条に係る部分に限る。)並びに別表第三舞台設備の部、ホール映写設備の部、諸室設備の部及びその他の設備の部の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二四年一二月二〇日規則第七五号)

- 1 この規則は、平成二十五年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の江戸川区総合区民ホール条例施行規則第六条の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、この規則の施行前に既に承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (平成二六年三月二〇日規則第四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江戸川区総合区民ホール条例施行規則別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (平成三十一年三月二九日規則第一七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第七条関係）

継続利用日数

施設	日数
展示ホール	十四日
大ホール	五日
小ホール	
リハーサル室	
会議室	
研修室	
和室	
イベントホール	
バンケットルーム	
控室	

一部改正〔平成二四年規則七五号〕

別表第二（第八条関係）

付帯設備利用料金

付帯設備			単位	利用料金	備考
音 楽	ピアノ	フルコンA	一台	九、四三〇円	調律は含まない。
		フルコンB	一台	四、七二〇円	

設 備		アップライ ト	一台	六三〇円	調律は含まない。 楽屋用
	ティンパニー		一台	五二〇円	
	電子オルガン		一台	二、六二〇円	アンプ付
	バスドラム		一台	五二〇円	
	大太鼓		一台	五二〇円	
	指揮者台		一台	二一〇円	
	指揮者用譜面台		一台	三二〇円	
	演奏者用譜面台		一台	五〇円	
	譜面灯		一個	五〇円	
	演奏者用椅子		一脚	無料	
	コントラバス用椅子		一脚	無料	
舞 台 設 備	音響反射板		一式	六、二八〇円	大ホール用
			一式	二、一〇〇円	小ホール用
	仮設脇花道		一基	五、二四〇円	大ホール用
	演壇		一台	無料	
	司会者台		一台	無料	
	折畳みテーブル		一脚	無料	
	折畳み椅子		一脚	無料	
	所作台		一式	五、二四〇円	大ホール用
	花道用所作台		一側	一、〇五〇円	大ホール用
	鳥屋囲		一式	一、〇五〇円	大ホール用
	平台		一台	一〇〇円	
	平台用足		一脚	五〇円	
	床几(ぎ)		一脚	二一〇円	
	引き柵		一台	三二〇円	
	雪籠		一式	二一〇円	
	松羽目		一式	一、〇五〇円	大ホール用
	竹羽目		一式	二、一〇〇円	大ホール用

	屏風(びょうぶ) (金、銀、鳥の子)		一双	一、〇五〇円	大型
	紗(しや)幕		一枚	一、〇五〇円	大ホール用
	地がすり		一枚	一、〇五〇円	大ホール用
			一枚	八四〇円	小ホール用
	緋(ひ)毛せん		一枚	一〇〇円	
	高座布団		一枚	一〇〇円	
	長座布団		一枚	一〇〇円	
	上敷		一枚	一〇〇円	
	ステージマット		一枚	五二〇円	
	ドライアイスマシン		一台	二、一〇〇円	
	スモークマシン		一台	二、一〇〇円	
	ジェットファン		一台	五二〇円	大ホール用
音響設備	マイクロフォン	コンデンサー型	一本	一、〇五〇円	スタンド一本付
		ダイナミック型	一本	五二〇円	
		ワイヤレス型	一本	一、〇五〇円	
		ステレオ型	一本	一、〇五〇円	
	マイクロフォンスタンド		一本	一〇〇円	スタンドのみ使用
	ダイレクトボックス		一台	五二〇円	
	マイクロフォン装置	三点吊(づり)	一基	二、一〇〇円	大・小ホール用 装置のみ使用
	CDレコーダー		一台	六三〇円	大・小ホール用
MDレコーダー		一台	六三〇円	大・小ホール用 ディスク無し。	
カセットテープデッキ		一台	五二〇円	大・小ホール用 テープ無し。	

	増設用スピーカー		一対	一、〇五〇円		
	ポータブルミキサー	A	一台	二、一〇〇円		
		B	一台	一、〇五〇円		
	拡声装置		一式	五、二四〇円	大ホール用	マイクロフォン (ダイナミック型) 二本付
			一式	三、一五〇円	小ホール用	
	移動用拡声装置		一台	五二〇円		
	残響付加装置		一式	二、一〇〇円		
効果機器		一台	二、一〇〇円			
照明設備	シーリングライト		一列	四、一九〇円	大ホール用	
	客席用ブリッジライト		一列	三、一五〇円	小ホール用	
	フロントサイドスポットライト		一式	二、一〇〇円	大ホール用	
	プロセニウムスポットライト		一式	三、一五〇円	大ホール用	
	フットライト		一列	五二〇円	大ホール用	
	ボーダーライト	一列	一、三六〇円	大ホール用		
		一列	一、〇五〇円	小ホール用		
	サスペンションライト	一列	二、一〇〇円	大ホール用		
		一列	一、四七〇円	小ホール用		
	トーマンターライト		一回路	五二〇円	大ホール用	
	アップパーホリゾントライト	一式	一、五七〇円	大ホール用		
		一式	一、一五〇円	小ホール用		
	ローアーホリゾントライト	一式	一、八八〇円	大ホール用		
		一式	八四〇円	小ホール用		
	スポットライト	一台	五二〇円	一キロワット以上		
		一台	三二〇円	一キロワット未満		
	ピンスポットライト		一台	一、三六〇円		

	ストリップライト		一本	三二〇円		
	エフェクトマシン		一台	一、〇五〇円	種板付	
	スピナー		一式	一、五七〇円		
	波マシン		一台	一、〇五〇円		
	リップルマシン		一台	一、〇五〇円	種板付	
	芯なしマシン		一台	一、〇五〇円		
	ファイヤーマシン		一台	一、五七〇円		
	オーロラマシン		一台	一、三六〇円		
	ストロボスコープ		一台	一、五七〇円		
	ブラックライト		一台	五二〇円		
	ミラーボール		一台	一、一五〇円		
	星球		一式	一、〇五〇円		
	ホ ー ル 映 写 設 備	映写機(16ミリ)		フィルム映 写五巻以内 一台	三、三五〇円	五巻を超える場合は、一巻に つき五二〇円を加算する。
スクリーン		一枚	一、一五〇円	大ホール用		
		一枚	六三〇円	小ホール用		
仮設スクリー ン		大	一枚	六三〇円	大・小ホール用	
		小	一枚	三二〇円	大・小ホール用	
ビデオプロジェクター		一式	二、一〇〇円	大・小ホール用		
スライド映写機		一台	一、〇五〇円	大・小ホール用		
オーバーヘッドプロジェ クター		一台	一、〇五〇円	大・小ホール用		
映写機用拡声装置		一式	二、一〇〇円	大ホール 用	ステージスピーカ ー	
		一式	一、〇五〇円	小ホール 用		
レーザーポインター		一台	三二〇円			
諸	ピアノ	セミコン	一台	一、〇五〇円	リハーサ	調律は含まない。

室 設 備					ル室その 他用	
	展示用スポットライト		一台	五〇円		
	仮設展示パネル		一台	一〇〇円		
	映写機(16ミリ)		一式	一、〇五〇円	スクリーン込み	
	スライド映写機		一式	五二〇円	スクリーン込み	
	オーバーヘッドプロジェクター		一式	一、〇五〇円	スクリーン込み	
	書架カメラ		一台	一、〇五〇円		
	ビデオデッキ		一台	五二〇円		
	ビデオプロジェクター		一式	二、一〇〇円	イベントホール・バンケット ルーム用	
			一式	一、〇五〇円	スクリーン込み	
	スクリーン		一枚	三二〇円		
	大スクリーン		一枚	六三〇円		
	拡声装置		一式	二、一〇〇円	展示ホール用	
			一式	一、〇五〇円	リハーサル室用	
			一式	五二〇円	会議室・研修室用	
			一式	無料	イベントホール関係諸室・特 別会議室用	
	移動用拡声装置		一台	五二〇円		
	ビデオモニター		一台	五二〇円		
	CDプレイヤー		一台	三二〇円		
	MDプレイヤー		一台	三二〇円	ディスク無し。	
	カセットテープデッキ		一台	三二〇円	テープ無し。	
	DVDプレイヤー		一台	五二〇円	ディスク無し。	
	マイクロフォ ン	ダイナミッ ク型	一本	三二〇円	スタンド一本付	
		ワイヤレス	一本	六三〇円		

		型			
	マイクロフonsスタンド	一本		一〇〇円	スタンドのみ使用
	レクチュアアンプ	一台		八四〇円	マイクロフォン（ダイナミック型）一本付
	レーザーポインター	一台		三二〇円	
	茶道具	一式		一、〇五〇円	
	華道具	一式		一、〇五〇円	
	駐車場	一時間	小型・普通車	最初の一時間 二〇〇円	
				以後 一〇〇円	
その他の設備	電源料	一キロワットまで		二五〇円	一キロワットを超え、一キロワット増すごとに、二五〇円
	インターネット接続料	一台		三二〇円	モデム一台

備考

一 付帯設備（駐車場を除く。以下同じ。）の利用料金は、条例別表に規定する午前の部、午後の部、夜間の部のそれぞれを一単位とし、全日は三単位として計算する。ただし、時間貸し諸室については、標準貸出単位をそれぞれ一単位とする。展示用スポットライト及び仮設展示パネルは、全日を一単位とする。

二 条例別表備考第五号及び第六号に規定する利用に係る一時間当たりの付帯設備の利用料金は、利用料金を四で除して得た額を上限として、指定管理者が定めた額とする。

一部改正〔平成一二年規則六〇号・一三年二一号・一七年六二号・二四年七五号・二六年四号・三一年一七号〕